

# 企画競争説明書

## (QCBS方式)

業務名称：モンゴル国 ICT・デジタル産業及びスタートアップ振興情報収集・確認調査 (QCBS)

調達管理番号：22a00719

### 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

新型コロナウイルス感染対策に関する費用（PCR 検査関連費用、隔離期間中の待機費用、他）はプロポーザル提出時点で別見積として提出ください。

2022年11月24日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 公示

公示日 2022年11月24日

## 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

## 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：モンゴル国 ICT・デジタル産業及びスタートアップ振興情報収集・確認調査 (QCBS)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

なお、本邦招へいに係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦招へいに分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2023年3月 ～ 2025年4月

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の19%を限度とする。

3) 第3回（契約締結後25ヵ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

## 4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

電子メール宛先 : [outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者メールアドレス : [Nomura.junko2@jica.go.jp](mailto:Nomura.junko2@jica.go.jp)

(2) 事業実施担当部

東・中央アジア部東アジア課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2022年 11月 30日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2022年 12月 7日 12時
3	質問への回答 11月 30日 12:00 までの受領分	第1回 回答日 2022年 12月 5日
4	質問への回答	第2回(最終) 回答日 2022年 12月 12日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ 作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午 まで
6	本見積額(電子入札システムへ送 信)、本見積書及び別見積書、プ ロポーザル等の提出日	2022年 12月 16日 12時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2023年 1月 10日 14時
10	評価結果の通知日	開封会から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日(順位が第 1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の 翌日から起算して7営業日以内

## 5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」を参照してください。

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者  
とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

提供資料：

- ・「第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

## 7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### （1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記 4.（3）参照
- 2) 提出先：上記 4.（1）選定手続き窓口（[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp) 宛  
CC: 担当メールアドレス）
- 3) 提出方法：電子メール
  - ① 件名：「【質問】調達管理番号\_案件名」
  - ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注 1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注 2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注 3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

### （2）回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2022年6月1日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ(PDF)での提出とします。
- ② 上記4. (3)にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼\_(調達管理番号)\_ (法人名)」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額(千円未満切り捨て。消費税は除きます。)を、上記4. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書(含む内訳書)にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書

- ① 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4. (3)の提出期限までに、別途メールで [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書(本見積書及び別見積書)

- ① 宛先：[e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp)
- ② 件名：(調達管理番号)\_ (法人名)\_ 見積書

[例：20a00123\_〇〇株式会社\_見積書]

- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123\_〇〇株式会社\_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022年4月)」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格となります。なお、**合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL:

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80~90%

当該項目については <u>一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。</u>	70～80%
当該項目については <u>必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。</u>	60～70%
当該項目だけで判断した場合、 <u>業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。</u>	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、 <u>他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。</u>	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について  
 評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されま  
 す。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシ  
 ニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主  
 任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダン  
 ピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆  
 に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算  
 します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点としま  
 す。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位  
 まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積  
 額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電  
 子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システ  
 ムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行いま  
 す。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることも  
 あります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

### 11. その他留意事項

#### （1）補正予算

本件は、国会での補正予算成立を前提として公示を実施している。国会での補正予算成立時期は2022年11月下旬～12月上旬を見込んでいる。



## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「モンゴル国 ICT・デジタル産業及びスタートアップ振興情報収集・確認調査（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

### 第2条 調査の背景

モンゴル国は豊富な鉱物資源を有する資源国である。GDPにおける産業別構成比は鉱業（採掘、採石）が17%であり、輸出製品の8割以上を鉱産品が占める。単一産業への依存構造を脱却するため、2020年5月に国家大会議で採択された長期開発計画「ビジョン2050」において「2030年までにテクノロジーに基づいたイノベーションの創出を目指す」と掲げており、特にICT・デジタル産業を強化対象と定めている。さらに新型コロナウイルス感染症の世界的流行を受け、人の移動が著しく制限される中、インターネットとデジタル経済への依存が一層加速したことにより、ICT・デジタル産業振興と各産業におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）化がSDGsの達成やモンゴルの成長戦略においてより一層重要な要素となっている。

モンゴル政府は、2020年10月に上記ビジョンの推進のため、オープンデータを活用した電子政府化（E-Mongolia）の取り組みを開始し、さらに2022年4月にはデジタル開発通信分野を所掌するデジタル開発・通信省（以下、「デジタル省」という）を新設。今後はデジタル省をハブとした省庁横断的な取り組みが急速に進んでいくと考えられる。また産業界においては、ICT・デジタル領域の知識と起業意欲を持った若者によるスタートアップ企業設立の機運が高く今後の成長が期待出来るが、創業当初の困難な期間を乗り越えて経営を存続できる企業は一握りであり、スタートアップを取り巻くエコシステム強化による起業家支援が重要な課題である。また、持続的な成長のために、海外投資家とのネットワーク、海外市場獲得、人材獲得のための産学連携も必要である。

このように、同国では資源立国からICT・デジタル立国への転換を目指し、オープンデータ活用、ICT・デジタル産業の強化、スタートアップ支援に対して、今後のモンゴルの産業界発展の動力として大きな期待が寄せられている。一方、モンゴルにおいてこれらの領域は新しく、基礎的・包括的情報が他分野に比べて不足している。以上の状況を踏まえ、日本の強みを生かした包括的かつ長期的な視点に立った支援プログラムに関する提言を取りまとめることを目的とし、本調査を実施することとなった。

### 第3条 調査の概要

本調査において、モンゴル及び先進事例を有する他国について、ICT・デジタル産業の概要、スタートアップ人材の教育・就労環境、オープンデータ活用に関する情報収集・分析を行う。加えて、支援アプローチの実証性を検証するため、複数のパイロットプロジェクトを実施し、教訓を得る。

### 第4条 調査対象国

本調査はモンゴル国を調査対象国とする。調査の過程で、モンゴルの産業振興戦略策定に参考となる国を選定し、他国分析の対象国とする。選定においては、受注者は発注者へ提案し、承認を得る。なお、他国分析は現地渡航を行わず国内における調査とする。

### 第5条 調査の目的

本調査では、モンゴル国内のICT・デジタル産業及びスタートアップを振興していくために、必要な基礎情報を整理し、支援アプローチの検証をすることを目的とする。モンゴル国及び先進事例を有する他国事例に関して情報収集を行い、我が国による新規案件の形成に向け提案を行う。加えて複数のパイロットプロジェクトの実施を通じて、デジタル省の産業振興戦略に対する提言をまとめ、JICAの支援アプローチの検証を行う。

情報収集に加えてパイロットプロジェクトを実施することで、各実施アプローチの成果及び教訓を整理する。また、実践的な取り組みを通じて各関係者の役割分担を明確にし、今後のJICAによる支援プログラムへの実現度の高い提言を取りまとめることを狙いとする。

### 第6条 調査の範囲

本業務は、「第5条. 調査目的」を達成するために「第8条. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第7条. 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第9条. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

### 第7条 調査の内容

(1) 「第8条. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下を基本とする調査を実施する。

- ワーキンググループ（以下、「WG」とする）設立及び運営（2023年3月～2025年2月）
- 情報収集と初期仮設策定（2023年3月～2023年7月）
- 海外展開に向けた市場調査・戦略策定とプロモーションツール制作（2023年9月～2024年1月）
- パイロットプロジェクト実施及び分析①～⑤（2023年4月～2024年12月）
- 報告資料作成及び報告会（2024年12月～2025年4月）

(2) WG 設立及び運営

- 1) ICT・デジタル産業 及びスタートアップ振興に向けた WG をモンゴル国内に設立する。
- 2) WG への参加候補者は予めリストアップし、発注者と協議の上、決定する。
- 3) WG への参加者は、関連省庁担当者、ICT・デジタル産業界有識者、スタートアップ創業者、シンクタンク、アクセラレーションプログラム運営者、大学教授などを想定する。JICA モンゴル事務所はオブザーバーとして参加する。
- 4) WG メンバーにおいて、ICT・デジタル産業の現状、ベンチマークとすべき他国の現状や施策の取り組み状況、モンゴルが狙うべき市場の現状とモンゴルの勝機につき報告し、WG 参加者とともに今後のアクションプラン策定等を議論（必要に応じてコンサルタントが運営を補助提言）する。
- 5) WG の開催は約 3 か月に 1 回を目途とするが、議題が生じた場合にはこの限りではない。
- 6) 会議終了後に議事録を作成し、発注者の承認を得る。

### (3) 情報収集と初期仮説策定

- 1) モンゴル及び他国における ICT・デジタル産業、スタートアップ動向の情報収集・産業分析を行う。分析に際しては、政府の関連政策、ICT・デジタル企業についての分析（企業数、企業規模、海外からの受注状況、成長速度等）、ICT・デジタル人材育成機関（大学、職業訓練学校、民間団体）の分析（育成規模、レベル等）、デジタルスマートシティ開発の可能性について分析、海外 ICT・デジタル企業誘致についての分析、スタートアップ企業についての分析（企業数、企業規模、経営年数、海外からの受注状況、スタートアップ・エコシステムの分析（R&D、ファイナンス・メカニズム、社会的認知度、国内外からの投資の現状、インキュベーションプログラム/アクセラレーションプログラムの提供機関及び内容、起業家コミュニティ/イノベーションハブの場、産学連携）などを含む。産業振興のモデルケースとなりうる他国についても同様の情報収集・産業分析を行う。他国分析では、同国における ICT・デジタルの戦略策定に参考となる他国を分析対象とする。その際、内国の市場規模と産業成長戦略の類似性の観点で選定する。
- 2) モンゴル及び他国における ICT・デジタル産業及びスタートアップ人材環境の分析を行う。分析に際しては、政府の関連政策、ICT・デジタル産業/スタートアップそれぞれに関して、人材確保状況、人材の能力、人材の成長速度、就学就労歴、就労モチベーション、就労環境、給与水準、人材育成環境等を含む。他国分析では、同国における ICT 産業/スタートアップ人材育成において、参考となる他国を分析対象とする。原則第 2 章第 7 条（3）1）と同じ国を対象として他国分析を行う。よりよい提案があればプロポーザルで提案すること。
- 3) モンゴル及び他国における E-Mongolia/パブリックサービスデータ活用（政策、ビジネス）に関する情報収集・分析を行う。分析には、関連政策、E-Mongolia 概要（開発経緯、保有データセット、サービス概要）、オープンデータのビジネス活用に向けた動向、法制度整備の状況、主に海外事例としてオープンデータ活用ビジネスモデルの成功例を含む。他国分析では、同国におけるオープンデータのビジネス活用において、参考となる他国を分析対象とする。原則第 2 章第 7 条

(3) 1)と同じ国を対象として他国分析を行う。よりよい提案があればプロポーザルで提案すること。

- 4) 第2章第7条(3) 1)～3)に関し、国内で調査する際は、既存資料・情報、データを整理、分析するとともに、調査実施の基本方針、項目、作業計画等を検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。モンゴル以外の分析対象国については、各テーマに応じて、参考とすべき国を検討し、プロポーザルで提案すること。それぞれ2か国程度選定する。他国分析は、現地渡航はせず国内調査にて情報収集するが、ヒアリングが必要な場合には、対象国関係者へオンラインによる手法を活用する。
- 5) 国内での調査結果を現地調査開始前にインセプション・レポートとして取りまとめ、発注者に対して提出し、協議の上内容の承認を得る。
- 6) 現地調査においては、既存の関連資料を用いた国内調査では把握しきれなかった情報、データ、資料を、面談等を通じて入手し、整理、分析、検討する。
- 7) 現地調査終了後、国内での資料制作を経てプログレスレポート①を提出する。調査情報を整理し、本領域に係る支援アプローチに関して初期仮説を策定する。

#### (4) 海外展開に向けた市場調査・戦略策定とプロモーションツール制作

- 1) モンゴルのICT・デジタル産業やスタートアップが、海外展開及び海外への販路開拓する際に発揮できる経営資源や強みを整理する。個別企業ではなく産業全体を対象として分析する。オフショア開発受託や共同事業のほか、モンゴル人の高度人材としての送出やリバーズイノベーション創出の可能性について検討する。分析には海外展開の候補国として有望な市場の検討、その詳細(需要がどこにあるのか、おおまかな市場規模等)も含める。海外展開の候補国には日本を必ず含め、その他有望な市場を最大3か国含める。なお、調査にあたっては、JICAにて支援したバングラデシュ・宮崎県で実施されているB-JET(Bangladesh-Japan ICT Engineers' Program)などを参考に、同様のニーズが高い日本国内の地方自治体や企業等を調査しリストを作成すること。
- 2) 上記第2章第7条(4) 1)の分析を踏まえて、モンゴルのICT・デジタル産業の海外展開を促進するためのプロモーションツールを制作する。制作するツールは動画、パンフレット、ポスターを想定。プロモーションツールの内容は受注者が発注者に提案し、協議して承認を得る。
- 3) 広報用制作物は日本語、モンゴル語、英語で制作する。
- 4) プロモーションツール制作に係る費用は、国内での再委託とする。本業務の見積もり作成時には第3章4(3)「定額計上」を参照すること。

#### (5) パイロットプロジェクト実施及び分析

5つのパイロットプロジェクト(PP)を行う。PP①、②、⑤は、現時点で想定される内容を以下に記載するが、情報収集及び戦略仮説策定の後、受注者からの提案に基づき調査期間中に内容変更や詳細協議を行い、発注者と受注者にて実施内容を決定する。PP③、④は、既往活動と同様であるため、過去の実施内容を踏襲し、一貫性のある施策の実施を必須とする。過去実施時に得た教訓や、今回の情報収集及び戦略仮説策定による改善施策は、積極的に盛り込むものとする。

### 【PP①】 ICT・デジタル産業日モビジネスマッチング支援の検討及び実施

モンゴルの ICT・デジタル産業及びスタートアップと本邦の地方自治体・商工会・民間企業のビジネスマッチングを行う。オフショア開発先としての協業や、共同事業実施先、民間企業へのリバースイノベーションを創出する可能性が高いモンゴル企業を選定し、本邦渡航を企画する。

- 1) 10名程度の企業団が5日程度本邦滞在する本邦渡航を2回実施する想定とする。
- 2) 本邦にて対象とする地方自治体・商工会・民間企業の選定方法と現時点での選定先候補をプロポーザルで提案すること。
- 3) 渡航受け入れ対応（航空券・宿泊先手配、国内同行）を実施する。
- 4) 本邦滞在時には、候補先組織・企業を訪問し、ビジネス連携の可能性を検討するための面談を実施する。
- 5) 本業務の見積もり作成時には第3章4（4）「不確定業務量（人月）について」を参照すること。
- 6) 本業務は調査団による遂行を想定しているが、3）、4）について、団員が国内招へい業務を担うよりも、より効果を発揮できると考えられる場合には、国内招へい業務（面談先の選定、交渉、招へい企業団の受け入れ対応）は再委託することも可能とする。再委託する場合には、その旨をプロポーザルに含めること。

### 【PP②】 ICT・デジタル人材ジョブセミナーの検討及び実施

ICT・デジタル産業、スタートアップ人材の産学連携プログラムを実施する。就職合同説明会とジョブセミナーを想定。ICT・デジタル関連事業を行う企業を集めて、同領域を学ぶ学生らとのマッチングを行う。

- 1) 来場者50名を想定する1dayセミナーを計2回実施する。
- 2) 本セミナー実施に向け、モンゴル国内及向けに広報（SNS発信コンテンツの作成及びパンフレットの作成・印刷、英語・モンゴル語の準備を想定）を実施する。
- 3) 本業務は特殊傭人の使用を可とする。就職合同説明会/ジョブセミナーへの参加企業の募集、学生参加者の募集、セミナーの運営に係る業務を担当する。発注者（含 JICA モンゴル事務所）と協議して実施主体を決定する。また見積もり作成時には第3章4（3）「定額計上について」を参照すること。

### 【PP③】 アクセラレーションプログラムの検討及び実施

ICT・デジタルを活用して新たなビジネスモデルを創出するスタートアップの成長加速に向け、3社を対象とする約3か月間のアクセラレーションプログラムを、期間中に計2回実施する。本PPを通じて、選定した3社のスタートアップの事業実施を促進するとともに、同国内のエコシステム構築に資する示唆を得る。内容については既往の実施

業務「MONJA<sup>2</sup>」を参考にすること。詳細は第2章第8条（6）及び第3章2（4）配布資料を参照。実施に際しては以下の要素を含める。

- 1) 参加企業選定：アクセラレーションプログラムへ参加するスタートアップの一般公募のための広報と選考を行い、応募企業から3社を選定する。
- 2) ビジネスモデル確立支援：選定された企業に対して、アクセラレーションプログラムの一環として、ビジネスモデルを確立するための実証事業実施を支援する。
- 3) 投資家・事業会社とのマッチング：アクセラレーション終了後、モンゴル国内において投資家・事業会社向けピッチイベントを実施。100名収容できる会議室を用いて、参加者50名程度のイベントを行う。本邦からメンターを2名招へいする。メンターは現地に5日間滞在想定。ベンチャー投資促進・ビジネス機会創出を促進する。本邦含む海外投資家に向けてオンラインを併用し、日本語通訳を入れる。
- 4) 本プログラム実施に向け、モンゴル国内及び日本国内向けに広報（SNS 発信用コンテンツの作成及びパンフレットの作成・印刷、和文・英語・モンゴル語の準備を想定）を実施する。
- 5) 本業務は特殊傭人の使用を可とする。プログラムへの参加者募集、選考、運営、実証検証のための発注業務、ピッチイベントの広報活動、事後報告に係る業務を担当。発注者（含 JICA モンゴル事務所）と協議して実施主体を決定する。また見積もり作成時には第3章4（3）「定額計上について」を参照すること。
- 6) 本プログラムで選定された6社（3社×2回）の企業に対しては、実証事業実施のための検証費用として再委託発注をする。見積もり作成時には第3章4（3）「定額計上について」を参照すること。

#### 【PP④】 ICT 領域専攻学生育成プログラムの検討及び実施

モンゴルにおけるディープラーニングの更なる普及及び ICT・工学系人材の育成を行うことを目的にコンペティション形式のプログラムを実施する。10チームが参加するコンペティションを、期間中に計2回実施する。内容については既往の実施業務「Deep Learning Competition<sup>3</sup>」を参考にすること。詳細は第2章第8条（6）及び第3章2（4）配布資料を参照。実施に際しては以下の要素を含める。

- 1) 参加企業選定：プログラムへ参加する学生（高等学校、職業訓練校、高等専門学校、大学等）の一般公募のための広報と選考を行う。想定数以上の応募がある場合は参加者選定を行う。想定参加チームは10チーム。

<sup>2</sup> 正式名称「MONJA STARTUP ACCELERATOR PROGRAM」。JICAが2021年よりモンゴルにて実施しているスタートアップ支援プログラム（2021年に第1回、2022年に第2回を実施）。選定された企業に対し、モンゴル通信事業の大手で KDDI 株式会社傘下の Mobicom Corporation 社及びモンゴル日本人材開発センターと連携してアクセラレーションプログラムを提供した。

<sup>3</sup>2022年2月ウランバートル市にて「第1回 Deep Learning Competition」を実施。最先端テクノロジー活用をテーマにした学生向けビジネスコンテスト。主催はモンゴル国教育科学省、モンゴル技術カレッジ連盟、モンゴル国立大学、モンゴル科学技術大学、共催は JICA。詳細は、第8条実施方針及び留意事項（8）MONJA 及び Deep learning competition の過去支援実績について及び別添配布資料を参照。

- 2) 事業アイデア策定・改善支援：選定された応募者に対して、約2か月にわたってメンタリングを行う。
- 3) 最終発表会：学生が作成した事業アイデアと製品プロトタイプを発表し、審査して順位を決定する。100名収容できる会議室を用いて、参加者50名程度のイベントを行う。本邦からメンター2名を招へいする。メンターは現地に5日間滞在想定。最終発表会ではオンラインを併用し、日本語通訳を入れる。
- 4) 本プログラム実施に向けモンゴル国内及び日本国内向けに広報（SNS発信コンテンツの作成及びパンフレットの作成・印刷、和文・英語・モンゴル語の準備を想定）を実施する。
- 5) 本プログラム優勝者への記念品等提供を申し出てくれるスポンサー獲得のための現地でのプロモーション活動を行う。
- 6) 本業務は特殊傭人の使用を可とする。プログラムへの参加者募集、選考、運営、イベントの広報活動スポンサー獲得、事後報告に係る業務を担当する。発注者（含 JICA モンゴル事務所）と協議して実施主体を決定する。また見積もり作成時には第3章4（3）「定額計上について」を参照すること。

#### 【PP⑤】オープンデータ活用事業検討プログラムの検討及び実施

オープンデータ活用に関する企業支援プログラムを実施する<sup>4</sup>。オープンデータを活用したビジネスアイデアを持つ企業を募集し、応募企業から優秀なアイデアを持つ企業2社を選定し、実証実験の支援を行う。本調査期間中に1回行う。

- 1) 参加企業選定：プログラムへ参加する企業を一般公募し選考を行う。想定数以上の応募がある場合は参加企業選定を行う。2社選定予定。
- 2) ビジネスモデル作成支援：選定された企業に対し、ビジネスモデルを確立するために実証事業の実施等を支援する。
- 3) 投資家・事業会社とのマッチング：アクセラレーション終了後、モンゴル国内において投資家・事業会社向けピッチイベントを実施。ベンチャー投資促進・ビジネス機会創出を促進する。50名収容できる会議室を用いて、参加者30名程度のイベントを行う。本邦含む海外投資家に向けてオンラインを併用し、日本語通訳を入れる。
- 4) 本プログラム実施に向け、モンゴル国内及び日本国内向けに広報（SNS発信コンテンツの作成及びパンフレットの作成・印刷、和文、英語、モンゴル語の準備を想定）を実施する。
- 5) 本プログラムで選定された2社の企業に対しては、実証事業実施のための検証費用として再委託発注をする。見積もり作成時には第3章4（3）「定額計上について」を参照すること。

#### （6）ICT・デジタル産業及びスタートアップ振興に向けた提案の検討

<sup>4</sup>人流データの活用可能性について検討する。可能な範囲で、モバイル・キャリアと協議を行い、人流データの提供・連携という形で本PPへの協力が得られそうであれば、人流データと掛け合わせる可能性などについて募集要項に含める。

上記第2章第7条(1)～(5)の業務を通じ、特に(5)の各PPを通じ得られた検証結果をもとに、モンゴルにおけるICT・デジタル産業及びスタートアップ振興に向け、必要な施策について提言をまとめる。提言をまとめるにあたり、モンゴル政府への提言及びJICAへの支援策の提案の2点を含めること。

#### (7) 報告資料作成及び報告会の実施

報告資料を作成し、最終渡航時に報告会を現地で行う。報告資料については第9条参照。報告会は、JICAモンゴル事務所、モンゴル国内の政府機関、人材育成機関、参加企業等に対し調査結果の説明を実施する。

### 第8条 実施方針及び留意事項

#### (1) ICT・デジタル産業/スタートアップ、オープンデータの定義と考え方

本調査において、通信、情報サービス(企業向けの情報システム開発など)、映像・音声・文字情報制作、情報通信関連製造業、情報通信関連サービス、情報通信関連建設・研究を含め「ICT・デジタル産業」と定義する。ICT・デジタルを活用した新たなビジネスモデルとイノベーションを創出する企業を「スタートアップ」と定義する。前者は日本標準産業分類「情報通信業」の定義に準じる。後者は、必ずしも明確化されていない消費者・企業のニーズに対して、ICT・デジタルも活用しビジネスベースで新たなソリューションの提供を行うものであり、当該ソリューションが潜在ニーズに合致し、ビジネスモデルとして確立すれば爆発的な成長を目指す企業を指す。当初の成長ステージで赤字が続き、企業としての存続についてもリスクが高い企業となる場合が多い。後者は前者にも含まれることがあるが、企業の成り立ち・直面する課題が異なるために区分を行う。

本調査においてはICT・デジタル産業とスタートアップを中心としながら、これらを取り巻く政府機関・教育機関・金融機関・民間団体等を含めたICT・デジタル産業の振興に必要な戦略策定に必要な全体像とエコシステムを把握することに努める。単に個別企業の成長だけでなく、ICT・デジタル産業の成長と、産業、商業、人々の生活がDX化することで、モンゴル国の経済・社会が力強く発展することを念頭に置く。

オープンデータは、国や地方公共団体、民間事業者、研究・学術機関が保有し公開している、二次利用可能/機械判読に適している/無償で使用できるデータを「オープンデータ」と定義する。モンゴルにおいてはE-Mongoliaを中心としたデータ環境やビジネスへの活用状況、また電子政府政策や新設されたデジタル省の取り組みなど、単一省庁の取り組みだけではなく包括的に把握する。

#### (2) 本調査の構成

本調査においては、モンゴルのICT・デジタル産業、スタートアップ、オープンデータ活用の3領域に対して、WG設立・運営、情報収集と初期仮説策定、海外展開に向けた市場調査・戦略策定とプロモーションツール制作、PPの4つのアプローチで情報収集を行い、効果的な支援手法の検証を行う。

【WG】ワーキンググループ(WG)を設立し、情報収集及び関係者連携を強化する。関連する政府関係者に加えて、産業界、アクセラレーター、投資家、教育界などから有識者を集める。



【調査】ICT・デジタル産業/スタートアップ概要、ICT・デジタル産業/スタートアップにおける人材教育環境・就労環境、オープンデータ活用に関して調査及び分析を行う。これらはモンゴル国内の情報収集を行うと共に、参考となる他国の情報・事例の収集を行う。

【海外向産業プロモーション戦略策定】本邦企業に限らず、モンゴルのICT・デジタル産業やスタートアップと、海外の企業とのビジネス連携を促進させるためのプロモーション戦略を策定。それに基づき、プロモーションツール（WEBサイト、パンフレット、動画等）の作成を行う。

【パイロットプロジェクト（PP）】5つの

PPを実施する。ICT・デジタル産業振興領域で2つのPP（①、②）、スタートアップ振興領域で2つのPP（③、④）、そしてオープンデータ活用に対しては1つのPP（⑤）を実施する。各PPの現時点の想定内容は配布資料「PP実施概要案」を参照。なお、より望ましい実施方法がある場合、プロポーザルにて提案すること。

以上を通じて収集した情報・知見・教訓をもとに、デジタル省の産業振興戦略及びJICAの支援アプローチについて提言をまとめる。

（3）本邦側広報・訪問先組織の選定

PP①において、実際に候補企業を訪問し、面談を行い、個別ニーズをヒアリングする。訪問先として想定されるのは民間企業だけでなく、地方自治体、大学、業界団体等のニーズや海外展開方針などが検討可能。なお、面談先とのアポイントの取り付けについては、コンサルタントにて対応することとするが、発注者による支援が必要な場合は、時間的余裕をもって発注者（含JICAモンゴル事務所）に相談すること。

（4）モンゴルにおける当該領域のJICA支援経緯

JICAは、2002年にモンゴル日本人材開発センターを設立。モンゴル国立大学傘下の組織であり、モンゴルの市場経済化促進に貢献するビジネス人材の育成を支援。2014年からは工学系高等教育支援事業（円借款）を実施し、ICT・デジタル分野も含む工学系産業人材の育成を推進している。必要に応じてこれら事業との連携を念頭におくこと。また2020年にはスタートアップ向けアクセラレーションプログラム「MONJA」、学生向け大会「Deep learning competition」を実施した。PP③・④実施に当たっては、以下（5）に記載の実績を踏まえて、一貫性・発展性を念頭に置き、内容を検討する。実施概要を決定する際は、発注者（含JICAモンゴル事務所）およびWGと相談の上決定する。

（5）MONJA及びDeep learning competitionの過去支援実績について

PP③について、JICAはスタートアップ・起業家支援プログラムとして「MONJA STARTUP ACCELERATOR PROGRAM」をこれまで計2回実施してきた。モンゴル最大通信事業者であり日本のKDDI社の連結子会社であるMobiCom社とモンゴル日本人材開発センターと連携して実施。第1回は「コロナ禍で露呈した社会課題解決」をテーマとし、141社の応募企業から4社を採択し、支援を実施した。第2回では、「SDGsの達成に寄与するための革新的なビジネスモデル・テクノロジーを生み出すモバイルアプリ」をテーマとし、60社の応募企業から3社を採択し、第1回と同様に支援した。

PP④について、モンゴルにおけるディープラーニング技術の更なる向上及びICT・工学系人材の育成を行うことを目的に、2022年2月「Deep learning competition」を実施した。モンゴル国立大学、科学技術大学が主催し、JICAは共催として参画。モンゴ

ル国内の高等学校、職業訓練校、高等専門学校、大学等の学校に在籍する学生らを対象とし、計 26 チームの応募から上位 3 チームを選定した。

#### (6) PP 実施時の広報用撮影

PP においてセミナーやイベントを行う際に、対外広報用の写真・動画撮影を行う。それぞれの PP において複数回のセミナー・イベント等を実施する際には、各 PP 1 回以上の写真・動画の撮影を行う。本業務は現地再委託を可とする。本業務の見積もり作成時には第 3 章 4 (3) 「定額計上について」を参照すること。

#### (7) JICA としてのスタートアップ・起業家のエコシステム協力の考え方

JICA は支援に際しては、直接的に技術面、資金面で支援するのではなく、社会課題をビジネスにより解決するスタートアップが継続的・自律的に創出・育成されるエコシステムの形成・発展のための支援、モデル構築を行うことを目指している。したがって、受注者は、情報収集や分析、メンタリングやアドバイス等のハンズオン支援の知見・経験のみならず、投資家・事業会社との有機的なネットワークが期待され、パイロットプロジェクトを通じて、同プログラムに参加するスタートアップへの投資・事業連携の可能性を高め、JICA 支援のアプローチを検証することを求める。

## 第 9 条 報告書等

(1) 調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポートとし、最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。各報告書の製本については(2)を参照。ファイナルレポートは和語 5 部、英語 10 部、モンゴル語 10 部、CD-ROM 5 セットを納品すること。ファイナルレポート以外の資料は、各言語 3 部ずつ制作すること。

- 1) 業務計画書
- 2) インセプション・レポート (2023 年 5 月)
- 3) プログレスレポート①調査中間報告及び戦略方向性と初期仮説 (2023 年 7 月)
- 4) プログレスレポート② (ICT・デジタル 産業対本邦プロモーション仮説及びプロモーション戦略) (2024 年 1 月)
- 5) プログレスレポート③ (パイロットプロジェクト中間報告) (2024 年 7 月)
- 6) ドラフトファイナルレポート (JICA 支援方針を含む) (2025 年 3 月)
- 7) ファイナルレポート (JICA 支援方針を含む) (2025 年 4 月)

#### (2) 報告書の仕様

ファイナルレポートの印刷仕様・電子仕様は「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照することとし、ファイナルレポート以外の仕様は原則として簡易製本として作成すること。

#### (3) 報告書作成にあたっての留意点

- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。

- 2) 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。
  - 3) 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、発注者が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。
- (4) コンサルタント業務従事月報  
コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告するものとする。
- 1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題、懸念点
  - 2) 活動に関する写真
  - 3) 業務フローチャート

注1) (1)1)業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」(2014年11月)を参照する。

注3) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

## (別紙) 最終報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

- (1) 調査の概要
  - 1) 調査の背景・目的、実施方法、調査工程等調査の基本情報の整理
- (2) モンゴル国ICT・デジタル産業及びスタートアップの概況及び課題の分析
  - 1) 産業構造、主要企業、企業数、企業規模、業界団体
  - 2) 生産高、国内取引高、国外取引高
  - 3) 政府関連機関・主要政策及び政策的位置づけ
  - 4) 海外企業誘致
  - 5) スマートシティ開発構想・計画
  - 6) スタートアップ・エコシステム環境と主要プレイヤー
  - 7) スタートアップへの国内外からの投資状況
  - 8) スタートアップへのアクセラレーションプログラム等の実施状況
  - 9) スタートアップがモンゴルにもたらす社会・経済的インパクト
  - 10) 産業成長阻害要因
  - 11) 他国分析とモンゴルのICT・デジタル産業振興に向けた提言
- (3) モンゴル国ICT・デジタル産業及びスタートアップの人材環境の概況及び課題の分析
  - 1) ICT・デジタル産業、スタートアップで勤務する人材状況、人数、就学歴、給与水準
  - 2) 政府関連機関・主要政策及び政策的位置づけ
  - 3) 給与水準
  - 4) 人材の流動性
  - 5) 就労環境
  - 6) 人材能力開発
  - 7) 若年層の人材能力開発
  - 8) 他国分析とモンゴルのICT・デジタル産業振興に向けた提言
- (4) モンゴル国オープンデータ活用の概況及び課題の分析
  - 1) モンゴル国におけるオープンデータ関連の主要政策
  - 2) データ環境の概要
  - 3) オープンデータ活用ビジネス事例
  - 4) データ分析領域の人材育成環境
  - 5) 他国分析とモンゴルのオープンデータ活用振興に向けた提言
- (5) 海外展開にむけた産業プロモーションの効果的なアプローチについての分析
  - 1) 産業プロモーションに活用できる経営資源や強みの分析
  - 2) 展開先候補国の市場分析
  - 3) プロモーションの戦略仮説と検証結果

(6) パイロットプロジェクト (PP) ①～⑤の効果的なアプローチについての分析

- 1) PP構想の仮説と検討内容の整理
- 2) PP①～⑤の実施概要
- 3) PP実施結果 (含む効果指標) 及び分析
- 4) 事業実施結果を踏まえた課題及び改善プロセスの提案

(7) ICT・デジタル産業及びスタートアップ振興に向けた提案

- 1) デジタル開発・通信省の産業振興戦略への提言
- 2) JICAの対モンゴル産業振興プログラム・支援策の提案

なお報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

## プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

### (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	モンゴルICT・デジタル産業へ関心を示す可能性が高い日系企業や自治体とのネットワーク	第2章第7条(4)海外向け産業プロモーション、(5)【PP①】
2	本邦向産業プロモーション国内広報窓口業務の運営体制	第2章第7条(4)海外向け産業プロモーション、(5)【PP①】
3	目的に沿ったPPの実施手法の提案	第2章第7条(5)パイロットプロジェクトの実施及び分析
4	PPにかかる監理方法	第2章第7条(5)パイロットプロジェクトの実施及び分析

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：ICT・デジタル産業振興、スタートアップ・エコシステム構築支援に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、25 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

##### ① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者/ICT産業情報分析

➤ WG設立・運営、PP④（ICT領域専攻学生育成プログラム）

➤ ICT産業情報分析、PP③（アクセラレーションプログラム）

##### ② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 19.60人月

##### 2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。モンゴルでは現地語と日本語の通訳の備上が比較的容易可能であることから、業務主任者以外の評価対象業務従事者2名の語学能力は評価対象外とします。

【業務主任者（業務主任者/ ICT 産業情報分析）】

- ① 類似業務経験の分野：ICT 産業振興、ICT・デジタル人材や企業の能力向上、スタートアップ支援、スタートアップ・エコシステムの把握、スマートシティ開発、パブリックデータ活用に係る各種業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語

【業務従事者：WG 設立・運営、PP④（ICT 領域専攻学生成プログラム）】

- ① 類似業務経験の分野：スタートアップ支援に関する各種業務、ICT・デジタル人材育成や能力向上事業運営
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：ICT 産業情報分析、PP③（アクセラレーションプログラム）】

- ① 類似業務経験の分野：ICT 産業振興、スタートアップ支援に関する各種業務、アクセラレーションプログラムの企画・運営
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

業務は2023年3月上旬～2025年4月下旬にかけて実施する。最終成果品であるファイナルレポートの提出期限は、2025年4月30日とする。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 40.97人月（現地：19.67人月、国内：21.30人月）

PP①には本邦招へいに関する業務2.39人月を含む

（受入準備業務1.82月、受入期間中業務0.57人月）。

No.	対象とする経費	該当箇所	人月（国内）
1	PP①（日モビジネスマッチング） 招へい期間中の業務量（国内）	第2章第7条の（5） 【PP①】	0.57
2	PP①（日モビジネスマッチング） 国内招へい実施前準備に係る業務量（国内）招へい1回目	第2章第7条の（5） 【PP①】	1.25
3	PP①（日モビジネスマッチング） 国内招へい実施前準備に係る業務量（国内）招へい2回目	第2章第7条の（5） 【PP①】	0.57

詳細は第3章4（4）を参照。



## 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/ICT 産業情報分析（2号）（評価対象）
- ② WG 設立・運営、PP④：ICT 領域専攻学生育成プログラム（3号）（評価対象）
- ③ ICT 産業情報分析、PP③：アクセラレーションプログラム（3号）（評価対象）
- ④ 人材教育環境・就労環境分析、PP②：ICT・デジタル人材ジョブセミナー
- ⑤ オープンデータに関する分析、PP⑤：オープンデータ活用プログラム
- ⑥ 海外展開に向けた市場調査・戦略策定とプロモーションツール制作、PP①：日モビジネスマッチング支援

## 3) 渡航回数を目途 全29回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

## (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。定額計上の項目については「第3章4. (3) 定額計上について」を参照のこと。

- PP③アクセラレーションプログラム
  - ◇ PPの企画・運營業務、選定企業へ再委託発注する実証検証費用（定額計上）
- PP⑤オープンデータ活用事業検討プログラム
  - ◇ 選定企業へ再委託発注する実証検証費用（定額計上）
- PP①～⑤に係るイベント等実施時の広報用写真、動画撮影及び編集（定額計上）
- 海外展開向け産業プロモーションツール作成
  - ◇ ツール作成費用（定額計上）

## (4) 配付資料／公開資料等

- 公開資料
  - ◇ Baseline survey of the Mongolian start-up ecosystem (2022.3)
    - [https://www.jica.go.jp/mongolia/english/office/topics/gh13tc00000yef0-att/220413\\_02\\_en.pdf](https://www.jica.go.jp/mongolia/english/office/topics/gh13tc00000yef0-att/220413_02_en.pdf)
  - ◇ 全世界インクルーシブで安全なデジタル経済の推進に係る 情報収集・確認調査 (2022.3)
    - <https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12364220.pdf>
- 配布資料
  - MONJA 第1回実施報告書

- Deep Learning Competition 第1回実施報告書
- PP 実施概要案

#### (5) 対象国の便宜供与

先方政府による便宜供与はWGの形成以外基本的でない。関係機関との面談に係る設定については、受注者にて対応することとするが、政府関係者等へのアポイントが必要な場合は、JICA モンゴル事務所がアポイントの取り付けを支援するので、時間的余裕をもって発注者（含 JICA モンゴル事務所）に相談すること。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

#### (6) 安全管理

渡航措置や現地での行動制約等はない。しかし現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所や在モンゴル日本国大使館を通じて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分行うこと。なお、現地業務に先立ち外務省「旅レジ」に渡航予定の業務従事者を登録すること。

#### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### (1) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) **新型コロナウイルス感染対策に関連する経費**
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) その他（以下に記載の経費）

PP①で本邦招へいを2回想定しています。招へいに係る経費として、以下の定額・定量を別見積として計上してください。

No.	対象とする経費	該当箇所	金額 (消費税抜)	区分	費用項目	
1	本邦招へい受け入れ期間中の報酬0.57人月分招へい2回分。	第2章第7条(5)【PP①】		別見積定量	報酬	
2	招へい費（一式）招へい2回分。謝金、翻訳費等を含む	同上	¥6,000,000	別見積定額	直接経費	国内業務費
3	招へいに係る国内出張日当・宿泊費招へい2回分。	同上	¥150,000	別見積定額	直接経費	国内業務費

##### (2) 定額計上について

下表の区分で定額とある経費（合計33,150千円 消費税抜）については、当該経費の金額をそのまま見積書に含めて計上してください。ただし、区分が「定額かつ別見積」とある経費については、見積書には含めず、上記(2)の場合において別に作成する見積書（別見積書）として作成してください。

定額計上した経費については、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者による見積りによる積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

No.	対象とする経費	該当箇所	金額 (消費税抜)	区分	費用項目	
1	PP②特殊傭人	第2章第7条(5)【PP②】	¥1,200,000	定額	直接経費	一般業務費

2	PP③特殊傭人	第2章第7条 (5) 【PP③】	¥2,400,000	定額	直接 経費	一般 業務 費
3	PP④特殊傭人	第2章第7条 (5) 【PP④】	¥1,800,000	定額	直接 経費	一般 業務 費
4	資料翻訳（日本語⇄英語）	第2章第9条	¥1,000,000	定額	直接 経費	一般 業務 費
5	資料翻訳（日本語⇄モンゴル語）	第2章第9条	¥1,750,000	定額	直接 経費	一般 業務 費
6	PP③実証実験調査費	第2章第7条 (5) 【PP③】	¥15,000,000	定額	直接 経費	現地 再委 託費
7	PP⑤実証実験調査費	第2章第7条 (5) 【PP⑤】	¥6,000,000	定額	直接 経費	現地 再委 託費
8	ビジコン：マーケティング用写真、動画撮影及び編集	第2章第8条 (6)	¥1,000,000	定額	直接 経費	現地 再委 託費
9	プロモーションツール作成費	第2章第7条 (4)	¥3,000,000	定額	直接 経費	国内 再委 託費

(3) 見積価格について、  
各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(4) 旅費（航空賃）について

JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇒ウランバートル（モンゴル航空）

東京⇒ソウル⇒ウランバートル（大韓航空、アジアナ航空、他）

(5) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(6) 外貨交換レートについて

(ア) JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。  
(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
	<b>(26)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者のみ</b>	<b>業務管理グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／ICT産業情報分析</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇〇</u>	(—)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>WG 設立・運営、パイロット</u></b>	<b>(12)</b>	
④： <u>学生育成施策</u>		
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：<u>ICT 産業情報分析、パイロット</u></b>	<b>(12)</b>	
③： <u>アクセラレーションプログラム</u>		
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	—	

ウ) 語学力	—
エ) その他学位、資格等	4